

第13ブロック少年サッカー連盟規約

- 第1条 (1) 本連盟は「第13ブロック少年サッカー連盟」と称する。(以下「本連盟」と称する。)
(2) 本連盟は、東京都少年サッカー連盟の第13ブロックの地域を活動本拠地とする市に所在するチーム・クラブで構成される。
(3) 「13ブロック」とは、小金井市・清瀬市・西東京市・東久留米市の地域とする。
(4) チームまたはクラブが本連盟に加盟する場合、そのチームまたはクラブが該当する市のサッカー連盟・協会の承認を得ることとする。
(5) 第1条(3)は、「東京都サッカー協会少年連盟」の議決により変更される。

第2条 本連盟の事務所は、委員長宅に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は、日本サッカー協会及び東京都サッカー協会の事業年間計画に基づき、少年サッカーの運営・普及活動を目的とする。それを達成するため、サッカーを愛する子どもの願いをかなえ、子どもの基本的人権を守ることを第一とする。また、本連盟に属する地域の少年サッカーチーム相互の交流と友好を深め、レベルの向上を図る為、全加盟チームの互助の精神と、共同運営の理念に立って運営される。

第4条 第3条の目的に反する宗教的、政治的活動は一切行わないものとする。

第3章 事業

- 第5条 本連盟第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
①日本サッカー協会及び東京都サッカー協会の主催及び後援する大会の運営。
②サッカー技術の普及に関する各種事業。
③その他、ブロック内で独自に開催する大会は第14条の「運営会議」により審議し、決定する。

第4章 組織と役員

- 第6条 (1) 本連盟の運営は、「運営委員会」が行う。
(2) 「運営委員会」とは、役員会ならびに各部運営部員から成り、ブロック運営を審議し、委員長が必要に応じ招集できる。
(3) 運営委員や各部の部員の選出は、各市のサッカー協会または連盟の推薦がなければならない。

- 第7条 (1) 本連盟には、運営部、技術部、審判部、会計部を置く。
(2) 技術部と審判部には、問題提起があった事故に対し部長が「懲罰委員会」を開催し「運営委員会」に報告され、第28条の適用を受ける。

- 第8条 (1) 運営部には、部長、副部長、広報、運営委員を置く。
(2) 委員長は本連盟の代表で本連盟すべての運営を総括し、日本サッカー協会及び東京都サッカー協会とのパイプ役を果たし、各クラブへその内容を伝達する義務を持つ。
(3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその任務を代行する。
(4) 広報は、「会議」の議事録、「総会」の資料、各事業の結果報告はもとより本連盟の広報等を積極的に行う。
(5) 運営委員は各市より2人以上を選出する。第5条①(中央大会)の運営を支援する。
なお中央大会出場チームやブロック登録チームに会場設営等の支援を要請することができる。

- 第9条 (1) 技術部は、各市より選出された部員(有資格者)で構成される。
(2) 技術部には、部長、副部長の他に会計と書記を必要に応じて置くことができる。
(3) 技術部は、運営委員会と充分連絡を取り「指導者研修」「技術講習会」等、積極的に企画運営できる。
(4) 日本サッカー協会及び東京都サッカー協会の技術部活動方針に沿ったトレーニング活動を通じ、部員及び参加クラブ員の技術向上に努める。
(5) 日本サッカー協会及び東京都サッカー協会から大会運営員の派遣要請があったときは、部長の指示により、部員を派遣させる。
(6) 技術部の活動内容は、「運営委員会」に報告される。

- 第10条 (1) 審判部は、各クラブより選出された部員(有資格者)で構成される。
(2) 審判部には、部長、副部長の他に会計と書記を必要に応じて置くことができる。
(3) 審判部は、運営委員会と充分連絡を取り、「審判研修会」「審判員取得講習会」等、積極的に企画運営できる。
(4) 各種大会の試合に「運営委員会」の要請があったときは、審判部から審判員を派遣する。
(5) 審判部の活動内容は、「運営委員会」に報告される。

- 第11条 (1) 会計部は、日本サッカー協会及び東京都サッカー協会への登録費・参加費等の納入を代行する。
(2) 年会費および各事業に対する参加費を加盟クラブから徴収する。会計監査の監査を受け「総会」で決算報告を行う。

- 第12条 (1) 運営役員は、立候補もしくは推薦・互選とし、前年度役員にて審議した後に「総会」で承認を得る。
(2) 技術部員、審判部員は「有資格者」を対象に各クラブの代表者推薦をもとに「会議」で審議し、承認される。
(3) 技術部、審判部の部長、副部長は各部員の中から選び「総会」で承認を得る。
- 第13条 (1) 役員の任期は一年とし、再任は妨げない。但し、欠員により就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。
(2) 技術部、審判部各部員の任期は、クラブの代表者からの「書面による申し出」を各部長が受理したときで終わり、「書面による申し出」がなかったときは任期を引き継いだものとする。
ただし、第28条にふれたときは、その時に任期を終了する。

第5章 会議と議決

- 第14条 (1) 会議は、「運営会議」「総会」「臨時総会」とする。
(2) 「運営会議」は、本連盟の役員で構成され、委員長提案の「議決」と各種大会の運営方法及び組合せ方法を審議し、決定する。
(3) 「総会」は、毎年1回委員長が本連盟の登録チーム代表者を召集し、開催する。事業活動、会計報告及び役員の変更等を決定する。この時に「運営会議」を同時に開催してもかまわない。
(4) 「臨時総会」は、各クラブ代表の3分の1以上の要請があった時、委員長が本連盟登録チーム代表者を召集し、開催する。
(5) 「総会」「臨時総会」に参加した者は、そのクラブの代表とみなす。
- 第15条 議決は、出席した各クラブ代表の過半数を持って決定する。但し、可否同数の時は議長または代行者がこれを決定する。
- 第16条 本規約改正及び定められていない事項については「総会」で承認を得る。

第6章 会計及び運営費

- 第17条 (1) 本連盟の経費は年会費、各種大会の参加費及び寄付金、東京都サッカー協会からの運営費等をもって、これに充てる。
(2) 年会費は、第27条の「運営会議」で審議、決定され徴収する。
(3) 各種大会参加費は、日本サッカー協会及び東京都サッカー協会の参加費を基本とするが、運営上過不足が生じる場合は「運営会議」で審議し、決定できる。
(4) 運営部、技術部、審判部、会計部の年間経費は総会で決定される。
- 第18条 本連盟の事業及び運営上必要と認められた費用を「運営会議」で審議決定し、臨時に徴収できる。
- 第19条 大会試合中に起きた事故(人身事故、財物損壊)は、各クラブで加入している「スポーツ傷害賠償保険」またはそれに類する保険の適用を受けるが、いかなる理由にせよ本連盟では補償できない。
- 第20条 大会運営費として、グラウンドの使用料と技術員、審判員に手当を支払う。
有料施設を使用する場合は別に実費を支払う。支払いの細目は第27条による。
- 第21条 役員が、本連盟の運営上必要な会議並びに打ち合わせ会等に参加する場合の交通費は実費を支給する。
- 第22条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 第23条 本連盟に会計監査を置く、監査委員は1名以上とする。

第7章 運営

- 第24条 (1) 登録選手は日本サッカー協会「第四種加盟登録」を原則とする。
(2) 第24条(1)に該当しない場合には、本連盟役員会にて審議し、決定できる。
- 第25条 (1) 各事業には「各市運営委員」を設定し、その事業を一任できる。
(2) 「各市運営委員」の変更は「運営会議」で審議し、決定できる。
(3) 各種大会の運営は、「運営委員会」で行う。「運営委員会」の要請があった場合、各クラブは協力する。
- 第26条 会場設営に関してはグラウンド提供チームに一任する。「運営委員会」の要請があった場合、各クラブは協力する。
- 第27条 (1) 年会費ならびに各種事業等の役割分担は、「運営会議」で審議し、決定する。
(2) 「事業の細目」は、別紙にて表示する。

第8章 罰則

- 第28条 本連盟の運営及び事業に対し、役員及びチーム・クラブが多大な迷惑や損害、更に第3条違反等のルール違反を行った場合は、「運営会議」により充分審議し、除名または出場停止処分にすることができる。除名の場合は、ブロック編成が変更となった場合も、新ブロックに継続される。

付則

この規約は、2013年4月1日から施行する。